

中国ビジネス環境改善への提言

2025年2月
日中経済協会事務局

本ペーパーは、2024年9～11月に当協会賛助会員を対象に実施した「中国ビジネス環境に関する改善要望事項アンケート」に基づいて中国でのビジネス環境改善の要望事項を集約し、中国商務部をはじめとする中国国務院関係部門、地方政府等関係機関への提言として取り纏めたものである。日中経済協会は、中国商務部とのさらなる実務交流と協働を通して、中国のビジネス環境が継続的に改善され、新たな日中ビジネスの深化・拡大に貢献することを願うものである。

《提言のポイント》

1. 外資に対するさらなる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

中国の市場開放がさらに進むことを期待する。外資企業の進出にあたって、市場の公平性・透明性・一貫性・予見可能性が担保されることは不可欠であり、また、突然の不合理な行政命令等により企業経営の安定性が損なわれないよう、国際社会と親和性の高いビジネス環境の整備が実現することを要望する。ネガティブリスト制定、各種規制緩和、外資投資奨励産業リスト作成等により、外資の参入障壁が年々緩和されていることを評価する一方で、依然として課題は残されている。(詳細は6頁参照)

2. 貿易・関税・通関・多国間協定

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の利用や日中韓FTA締結に向けた交渉の進展など、今後、地域間の経済・貿易面の関係が深まる一方、デュアルユース物資や希少資源などにかかる各種輸出管理は、中国事業を展開する外資企業に大きな影響を与えていることから、その見直しを要望する。また、日本産食品の全面輸入禁止措置、さらには2011年に発生した東日本大震災以降続いている10都県産の食品の輸入規制について、全面撤廃を要望する。(詳細は9頁参照)

3. 外国人の居留・生活関連

2024年11月に、中国政府より日本人渡航者の30日間以内の短期滞在に関するビザ免除措置が再開された。また、中国人の訪日ビザに関してもビザ取得手続きの簡略化されたほか、12月には10年間有効の観光マルチビザの新設および団体観光ビザが滞在期間の延長が発表されるなど、日中間の往来のさらなる活発化が期待される。一方、国家安全関連の法律の具体的運用基準の不明瞭さが、中国への渡航意欲の低下や在中日本人のビジネス活動に多大な影響をもたらしているほか、中国で日本人が被害に巻き込まれる事件も相次いで発生していることも憂慮している。日本経済界として、関連法律の具体的運用基準の明確化と在中日本人の安全確保に向けた対応を要望する。(詳細は7頁参照)

4. 情報セキュリティ関連

データ三法をはじめとするデータ関連法律・法規の整備・強化に関し、各国と協調して国際的な基準作りに取り組み、それに基づいた運用が可能な制度の整備を望む。具体的な基準が明確化された細則の制定・公布と、外資企業への周知活動の拡充を要望する。(詳細は9頁参照)

《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

目次

2023 年度提言からのレビュー.....	3
1. 外資に対するさらなる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上.....	6
2. 往来、外国人の居留、就労手続き、社会保障関連	7
3. 知的財産権保護の徹底・拡充	8
4. 独占禁止法.....	8
5. 情報セキュリティ関連.....	9
6. 貿易・関税・通関・多国間協定	9
7. 財務・税制・税務・会計.....	10
8. 個別産業における規制緩和.....	11
参考	
当協会賛助会員企業の対中事業景況感と今後の展望	16

《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

2023 年度提言からのレビュー

2024 年 1 月付『中国ビジネス環境改善への提言』の発表以降、現在までに以下の要望事項に対して一部改善が進んでいる。今後、それらの諸制度が透明かつ公正に実施されることを期待する。

1) 外資誘致の拡大に向けた措置

- 2024 年 9 月、「外商投資参入特別管理措施（ネガティブリスト）2024 年版」を発表。新たに出版物と漢方薬剤の分野で外資参入が可能となり、製造業への参入規制の撤廃が実現した。引き続き、電信、インターネット、文化産業などより多くの分野での開放も期待する。
- 2024 年 4 月、中国工業・信息化部は「付加価値電信業務の対外開放拡大の試行事業の実施に関する布告」を発表。北京をはじめ一部都市で、電気通信・情報サービス分野の外資出資比率の制限が撤廃された。
- 2024 年 7 月、国務院は瀋陽、南京、杭州、武漢、広州、成都の六都市に対し行政法規を調整。該当都市において、条件を満たす外資旅行社に対する旅行業や社会調査業などへの市場開放、あるいは参入条件を緩和した。
- 2024 年 3 月、国務院弁公庁は「ハイレベルな対外開放の着実な推進および外資の誘致・利用の更なる促進に関する行動計画」を発表。(1) 外資企業の市場参入を認める分野の拡大、(2) 政策支援の強化、(3) 公平な競争環境の整備と外資企業への行政サービスの改善、(4) 人材やデータなどのイノベーション創出に必要な要素の流動の円滑化を通じた中国企業と外資企業の協力促進、(5) 中国国内の規制の改善および国際的な貿易規則への合致など、計 5 方面 24 項目の措置を打ち出した。
- 2024 年 5 月、広東省商務庁は「広東省のさらなる外資の投資誘致と積極的利用の特別実施方案」を発表。省内に登録した外資系企業の投資誘致と外資の積極的利用を促進するなど、地方レベルでも積極的な外資誘致活動が進んでいる。
- 2024 年 9 月、商務部、国家衛生健康委員会、国家薬品监督管理局は「医療分野における開放拡大の試験的实施に関する通知」を発表。北京市、上海市、広東省などの自由貿易試験区および海南自由貿易港において、外資企業が人体幹細胞、遺伝子診断および治療技術の開発と技術応用、および製品の販売登録および生産に使用することを許可した。その他、北京市など 9 省・直轄市で外資独資の病院の設立を許可した。
- 2024 年 11 月、商務部、中国証券監督管理委員会、国務院国有資産監督管理委員会、国家税務総局、国家市場監督管理総局、国家外貨管理局が「外国投資者による上場企

業への戦略的投資管理弁法」を修訂、発表した。これにより、外国投資者の上場企業に対する戦略的投資への要件を緩和した。

2) ビジネス環境改善・問題解決への尽力

- 2024年11月、中国外交部は日本人の訪中短期滞在にかかるビザ免除措置を11月30日から4年8カ月ぶりに再開し、滞在可能期間も従来の15日間から30日間へと延長された。今回規定された期限である2025年12月31日以降も本措置が継続されることを望む。
- 2024年8月、国家発展・改革委員会は「京津冀のビジネス環境の整備に関する3年行動プラン」を発表。その中で、域内のネガティブリスト以外の分野について内外資本の平等な市場アクセスを確保すること、外資系企業からの苦情処理システムを改善することなどが盛り込まれた。
- 2024年12月、商務部、国家市場監督管理総局は「国家サービス業拡大開放の総合試行モデル省市の標準化設定の支援と、制度型開放の推進にかかる若干の措置に関する意見」を発表。標準設定にかかる高水準な対外開放の推進と、外資企業の標準制定における内国民待遇の保障を発表した。

3) 外国為替・資金調達の緩和

- 2024年12月、中国人民銀行と国家外貨管理局は上海はじめ一部地域において、多国籍企業のグループ内資金に関して人民元と外貨を一元的に管理することなどを認める試験措置の拡大を発表した。これにより、多国籍企業は越境資金運営の利便性が向上し、越境貿易の利便性も高まることが期待される。
- 2024年4月、中国国家外貨管理局が発表した「貿易為替業務管理のさらなる最適化に関する通知」により、顧客が各種送金を実施する際の証憑提出に関する各種緩和策が発出された。

4) 貿易促進

- 中国の日本産水産物に対する輸入禁止措置に関連し、2024年9月、国際原子力機関（IAEA）の枠組みのもとで行っている処理水のモニタリングを拡充し、中国を含む参加国の専門家による水のサンプリング採取や分析機関の間での比較などを追加的に実施していくことで一致した。
- 2024年7月、中国商務部は日本製ステンレス製品に対するアンチダンピング課税措置の撤廃を発表した。
- 2024年6月、上海市商務委員会、上海税関など多数部門は「上海港越境貿易円滑化を促進するための特別行動の若干措置」を共同で公布。港での通関時間の短縮、RCEPな

ど自由貿易協定相手国との原産地情報の電子交換など、輸出入貨物の通関効率が向上した。

- 2024年3月、日中韓物流相会合において、3カ国間の輸出入時に再利用可能な「リターナブル物流容器」の利用拡大に向けて協力を強化することで合意。物流の効率化・環境負担軽減の点での効果が期待される。

5. その他

- 2024年3月、「データ越境流動の促進と規範にかかる規定」を施行。取扱個人情報の数量や通常の越境移転シナリオをはじめとするデータ越境移転の事前申告免除の基準が明確化された。
- 2024年3月、国務院は「決済サービスの最適化と支払いの利便性向上に関する意見」を発表。同意見により、各決済サービス会社は外国人渡航者などの一回あたり決済可能額の増額や、海外クレジットカードの利用可能箇所の増加が実現するなど、外国人の中国での生活の利便性が向上した。
- 2024年6月、広東省深圳市は「深圳口岸の評価向上のための特別行動プラン」を発表。条件を満たした港湾から「手荷物なし客専用レーン」や「小型手荷物客専用レーン」を設置するなど、地方ベースで出入境する旅行客に対する利便性向上の取組が行われ始めた。
- 希少疾患向け医薬品や再生医療等の製品に対する承認優遇措置が行われた。

《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

1. 外資に対するさらなる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

1) 公平性・透明性・一貫性の確保

- 中国において外資企業が安心してビジネスを展開するには、公平性・透明性・一貫性・予見可能性が確保され、かつ法律法規・制度をはじめとする国際社会との親和性の高いビジネス環境の整備が求められる。その実現に向けて、引き続きの改善努力を願う。特に政府調達の間では、外資に対して必ずしも公正でないケースも散見されるため、引き続き平等な市場環境の整備を要望する。
- 各種政策・規制の新規制定や改正においては、施行までの十分な準備期間を設けることを要望する。
- 中央から発表される政策を各地方政府が運用する際、地域差が生じないように、統一した運用の徹底を要望する。
- 国有企業との協業の際の収益分配や技術移転に関し、国際基準に準拠した制度の整備や、公平かつオープンな取引環境の構築を要望する。合併経営においては、公平な資産評価や、財産権取引所での競売手続きの簡便化を要望する。
- 2024年7月に改正会社法が施行されて以降、従業員数300名以上の会社は、従業員代表董事を選任するか、監事会を設置して従業員代表監事を選任するよう求められている。一方で選任基準などの細則が明らかになっておらず、細則規定の公表を要望する。

2) 外国為替・資金調達の緩和

- 中国から国外への非貿易送金に関する手続きの簡素化を要望する。具体的には、複数にわたる関連当局への許認可、銀行での手続きに係る厳密な細則や提出書類の条件緩和、送金額規制などの撤廃を要望する。
- クロスボーダー取引のさらなる自由化を要望する。具体的には下記の通り。
 - ① グループ会社間クロスボーダーネット資金流出比率の引き上げ、および国内資産・負債差の引き下げ。
 - ② クロスボーダー貸付時、または中国国内における委託貸付時の利息に課せられる増徴税の撤廃。
 - ③ クロスボーダープーリングの各プログラムにおける貸付・借入限度額の撤廃。

3) 労働法制

- 「労働契約法」の改正（労務派遣に係る若干の規定）および「労務派遣暫定施行規定」に定められた、補助的業務の職位に対する雇用比率制限（10%以下）に対する柔軟な運用を要望する。

- 経済補償金制度に関して、過度な要求が出ないようにするなど適切な運用を要望する。

2. 往来、外国人の居留、就労手続き、社会保障関連

1) 在中日本人の安全確保

- 広東省や江蘇省などで発生した在中日本人が巻き込まれる事件を受け、在中日本人の間で不安が高まっている。中国国内で生活する邦人やその帯同家族の安全確保への取組の強化を要望する。
- 「反スパイ法」(改正)や「国家安全機関の行政法執行手続きに関する規定」など運用基準が不明瞭であるため、法的リスクを過度に懸念する外国人が増えており、自由な経済活動や往来に対する意欲を削いでいる。関連法規の具体的な運用基準の明確化を要望する。

2) 往来、現地での生活手続き

- 中国入国時 E-Channel の申請について、外国人の場合は半年以上有効な居留許可を保有していることが条件になっている。当該条件の緩和を要望する。
- 居留許可取得・更新時にはパスポートを当局に提出し、返還されるまでの期間、外国人の生活や移動に支障が生じている。また、現地駐在員の中国国内での異動に際して、元の居住地での就業証と居留許可を取消して、異動先での新規申請が必要となる。当該手続きの簡素化を要望する。
- 社会保険制度が地域によって異なり、人員の中国内異動に際する一つの妨げとなっている。社会保険制度をはじめとする各制度の全国統一の運用制度の導入を要望する。
- 外国人赴任者の銀行口座開設に関する手続きの緩和を要望する。また、中国現地での銀行口座は、居留証の期限が切れてから一定の期間後に凍結されるケースも発生している。現地の銀行口座の凍結要件の明確化と、凍結解除手続きの簡素化を要望する。
- 中国では、外国人はクレジットカードの作成が難しいほか、海外で作成したクレジットカードが使えない場所もあり、経済活動に支障が生じている。外国人でも中国の銀行口座と紐づいた現地発行の個人・法人クレジットカードの審査基準の緩和、申請書類の簡素化を要望する。
- 駐在者をはじめとする外国人は、現状、高速鉄道や地下鉄などの領収書取得に際して、有人窓口で乗車券および領収書を取得しなければならない。外国人が電子領収書を取得できる制度の導入を要望する。

3. 知的財産権保護の徹底・拡充

- 知的財産権の保護・管理のさらなる徹底、および正当でない使用・登録等の取り締まり強化を引き続き要望する。制度整備は進んでいるものの、未だ運用面で不十分なケースも存在することから、制度の周知・運用の徹底を要望する。
- 特許協力条約（Patent Cooperation Treaty: PCT）に基づき、中国当局へ特許出願を行う際に、統一かつ信頼性の高い方式での審査を要望する。
- 2024年1月に施行された『「中華人民共和国特許法実施細則」改正に関する国務院の決定』について、特許法の実施細則が修正され、新規性喪失の例外規定や、優先権の主張手続きの緩和、実用新案や意匠にかかる評価書作成を請求できる適格者の拡大など改善が見られたものの、実施要件をさらに明確にするため、意匠権の保護期間延長、実体審査の導入、秘密意匠の保護範囲の拡大、自己開示による新規性喪失の例外適用の拡大を要望する。
- 実用新案について、侵害に対する訴訟をはじめとする同権利を行使する際に、国家知的財産権局から権利者に対する評価報告書の提出義務化を要望する。
- 複合機などハイテク製品に関わる技術強制移転措置の早期撤回を求める。

4. 独占禁止法

- 導入されているセーフハーバー制度の中で、垂直的独占契約に適用となる市場占有率や、その他の条件の明確な基準の制定やガイドラインの公表を要望する。
- 中国国務院が2024年1月に公布した『経営者集中の申告基準に関する国務院の規定』に則り、経営者集中における売上高の申告基準の明確化、また、審査期間の短縮を要望する。その他、中国企業との合併を行う上で、中国企業に対しても同法の定める基準の認知や見解を徹底・統一させるよう要望する。
- 事業者が独占協定を締結、かつ独占禁止法執行機関に自発的に報告した場合、課徴金減免の申請が認められているが、このケースが垂直的独占協定にも適用可能か否かを明確にするよう要望する。併せて、行政独占を行う市場主体への罰則の明確化と、独占的行為を行った行政機関が損害を被った市場主体に対して民事責任を負うことが可能となるよう制度の明確化を要望する。

5. 情報セキュリティ関連

- ▶ データ三法（「個人情報保護法」、「データセキュリティ法」、「サイバーセキュリティ法」）や「データ越境移転安全評価弁法」等のデータ関連法規について、一部移転条件の免除や関連細則の策定など徐々に整備が進みつつあるが、依然として対象となる重要データの要件やデータの分類・等級など不明確な部分が多い。特にビジネス面では、中国現地で協同開発した要素や獲得したデータを持ち出して日本で分析を行うことが不可能となっている。外資系企業の意見を十分に取り入れながら、具体的かつ明確な基準が定められた関係細則の制定・公布、手続きの簡素化、ガイドラインの提示などを引き続き要望する。

6. 貿易・関税・通関・多国間協定

1) 輸出入許可・管理基準・運用面の見直し

- ▶ 日本産水産物の全面輸入禁止措置および 10 都県産の食品の輸入規制について、国際基準での科学的根拠を踏まえた上で、早期撤廃を要望する。
- ▶ 希少資源の輸出規制は、中国事業を展開する外資企業に多大な影響を及ぼしているため、アンチモンなどのレアメタルやグラファイトなどに対する輸出制限の見直しを要望する。また、輸出管理規制にかかるデュアルユース品目の規定に関し、多くの場合、用途による限定がないことから、本来は問題の無い製品であっても中国からの輸出に規制がかかる。規定の適用範囲を限定するよう要望する。
- ▶ 技術輸出入管理条例で定める制限・禁止技術リストに掲載された技術について、リストの更新にあたっては、企業の研究開発を消極化させることがないように配慮を求める。
- ▶ 鉄鋼製品の積出港別輸出データについて、HS コード別、仕向け先国・地域別の数量・金額統計情報の公表再開を要望する。
- ▶ 医薬品輸入時の検査に関し、化学薬品は初回の輸入時 1 回のみ検査・試験であるのに対し、生物製剤は輸入ロットごとの検査・試験となっている。生物製剤に対しても、化学薬品同様に 1 回のみ検査・試験回数を要望する。
- ▶ 年度毎の HS コードの変更通知から施行まで、十分な対応準備期間の設定を要望する。また、HS コードの解釈の違いにより修正納税および罰金の上乗せが生じる懸念がある。その結果、RCEP 協定を利用した場合でも納税および罰金額が増加し、最終的にコスト増の恐れがある。日中間の HS コードに対する認識を統一化・明確化するなど、当局間での調整を要望する。

7. 財務・税制・税務・会計

1) 移転価格

- 日中二国間 APA（事前確認制度）について、一つの APA に複数の確認対象法人が含まれる場合には窓口の一本化、あるいは国家税務総局が積極的かつ主体的に調整を行うよう要望する。また、正式申請前に長期間にわたる調整および実質的な審査が必要となる場合には APA 審査を優先し、地方当局による移転価格税務調査の停止を望む。そのほか、正式に受理したことを確認できるような手続きを要望する。
- 移転価格税制について、中国での期間検証が不明確である。OECD 基準に則り、最低 3 年程度の通算・四分位法に基づく検証を認めるよう要望する。
- 移転価格コンプライアンスに関して、中国内で BEPS（Base Erosion and Profit Shifting=税源浸食と利益移転）に対応するための情報提供義務が過剰である。OECD ガイドラインに準拠した移転価格コンプライアンスや税務執行を要望する。

2) 税務

- 世界標準に合わせ連結納税制度の導入を要望する。
- 日中租税条約における配当所得の制限税率を、中国がオランダやシンガポールと締結している租税条約(ex. 最低税率が 5%を超過しないよう調整する)の水準まで引き下げよう、当局間での調整を期待する。
- 税務上の繰越欠損金について、繰越年限の延長を要望する。
(参考：日本では 7 年、中国では多数企業は 5 年)
- 事業の効率的な運営を図るためにグループ企業間での組織再編（合併等）の際に、セーフハーバールール（課税の繰延）の運用を認めるなど適用条件の緩和を要望する。
- 日本から中国への役務提供に係る PE（Permanent Establishment=恒久的施設）認定に関して、認定基準の明確化を要望する。中国国内の各管轄区域が各状況においてどのような理由で PE 認定を決定しているか、実際に PE による税務申告義務をどのように進めるか明確なガイダンスがなく、改善を要望する。
- 電子財務データの収集要求は、企業に大きな負担を強いている。国家税務総局の「千戸集団（年間納税額が、国家税務総局の定める基準額に達している企業のグループ）」に対する電子データの過度な収集の撤廃を要望する。
- 中国では BO（Beneficial Owner）の判定にかかる決定規則が、OECD のモデル租税条約より厳格で適用範囲が狭いため、OECD に含まれているモデル租税条約に合わせるよ

う要望する。また、当局との事前確認制度（事前ルーリング手続）を整えるほか、オフショアキャッシュプーリングの活用は、B0 判定上、不利要素にならない旨を国税当局による公式発表や文書で明確にするよう要望する。

- 個人所得税および社会保険（養老）の還付について、受給対象者が帰国済みの場合を考慮し、個人の銀行口座だけでなく、企業（法人口座）にも返金できるよう法律法規上の規定で明文化することを要望する。
- 税務調査を受けた結果の更正内容に不服がある際に、中国の救済措置は他国と比べ弱く、納税者の主張が通りにくい状況にある。国際基準に則った、より公正な税務訴訟の運用や、簡便な審査機能の拡充を要望する。
- 大湾区などで実施されている高度人材・不足人材の個人所得税の優遇政策や社会保険料納付の手続きに関して、全国統一化・簡素化を要望する。まずは同措置の実施地域のさらなる拡大と実施内容の拡充（帰任者を対象に含む、企業が補助金を受け取れるようにするなど）を要望する。

3) 会計

- 国有企業（鉄道、送変電機器、銀行等）との取引において、売掛金の回収が滞るケースが散見される。契約に基づいた対価の支払いが徹底される商習慣・ビジネス環境の構築を要望する。
- 海外貿易支払の場合、支払前の契約書、インボイスまたは税関申告書を裏付け資料として銀行に提出を求められるケースが散見される。提出書類の簡素化を要望する。

8. 個別産業における規制緩和

1) 金融分野

- 外資銀行における債券引受資格のさらなる開放、及び外資銀行の中国債券市場への参入条件のさらなる緩和を要望する。外資でも国によって対応が異なるため、さらなる開放と統一的な運用を要望する。
- 資金繰りの際の緊急時の対応力強化や流動性リスク管理の観点から、中国人民銀行の人民元流動性ファシリティへの外資銀行によるアクセス許容の拡大を要望する。
- 貸付債権の譲渡について、現在認められていない債権の一部が認容されるよう要望する。一部譲渡を認めることで、比較的小規模の金融機関に運用機会を創出し、セカンダリーマーケットの活性化が期待できる。現在シンジケートローンについては、一部譲渡を認めるべく検討されているが、シンジケートローンに限定することなく、貸付債権の一部譲渡が認められるよう要望する。

- 外債登記手続きについて、対応可能な銀行の範囲定義を「同一市レベル」から「同一省レベル」への拡大するよう要望する。現在一部の試行エリアで例外が認められているものの、拠点数の少ない日系銀行にとって銀行の所在地市外の日系顧客に対する外債登記手続きの支援ができない状況にあり、規制の緩和を要望する。
- 商業銀行の預金残高（流動性・定期性全て合算）の月末残高管理に関して、月末残高は、当月中平残の104%を越えてはならないとする制度がある。預金乖離度に関する制限の撤廃、または乖離度の変動幅に余裕を持たせるなどの制限緩和を要望する。
- 「地方金融監督管理条例（草案意見募集稿）」の規定案には、リース会社を含む地方金融機関が、省級行政区域を跨いで業務展開を原則禁止する内容が含まれており、各地に拠点設置を強いられる可能性がある。省を跨いだ業務展開にかかる同制限の撤廃を要望する。
- 金融業界内において、細部に亘る法規制・通達等は規範化が強化され業界の信用向上に貢献する一方で、規制コンプライアンス・コストの上昇、業界内各事業者の同質化などをもたらしている。消費者保護等一律の規制は重要で規範化が必要である一方、新規事業や金融商品開発で健全な競争を促進していく必要があり、細則を制定する際には、各企業に一定の裁量を認めるよう要望する。
- 中国金融当局が銀行に提出を求める、顧客データ・統計データの基準の統一化・明確化、ならびに関連当局間で必要とする内容の事前調整や、適切な報告期限の設定を要望する。
- 金融仲介サービス機構に対する管理規定に関し、金融仲介会社が社内でコンプラ管理や内部監査を行う際の管理基準となるような顧客との取引に際する実施細則が未だ制定されていない。当局の検査で処分対象になるケースも発生しており、規定に抵触するか否かを事前に把握して取引管理を行う事ができるよう、実施細則規定の早期公布を要望する。
- 証券会社に対して、「一参一控」制度の下「同一株主が資本参加できる証券会社は2社まで、うち支配株主になれるのは1社まで」との出資制限の撤廃または緩和を要望する。
- 2018年4月に施行された新「保険会社持分管理弁法」の規定において、保険会社は同業の保険会社2社以上をコントロールしてはならないという規制が設けられている。新たな資本参加の阻害要因にもなり得るため、緩和を要望する。また、異地引受にかかわる制限条件の緩和を要望する。

- ▶ 企業に対するリスク管理サービスや、日本での保険加入者が中国で事故に遭った場合のアジャスティング業務（審査業務）サービスなどを提供できるよう、外資保険会社管理条例第15条の業務範囲に「保険関連のその他業務」を加えることを要望する。

2) 不動産業

- ▶ 不動産開発プロジェクト会社は、不動産四証（注）の取得前は外部金融機関からの借入はできないが、中国国内企業は親子ローンによる資金調達が可能である。中外合資企業を含む外資系不動産企業は外債登記が認められないほか、最低資本金額も高いため、事実上は親子ローンの利用ができず、資金調達面で不利になっている。中国国内企業との共同事業時においても障害となることから、これらの規制緩和を要望する。

（注）不動産四証：国土土地使用証、建設用地計画許可証、建設工事計画許可証、建築工事施工許可証

- ▶ 外資不動産企業による投資性会社の設立について、行政区により対応が異なるため、統一的な対応基準の設定を要望する。また、2010年11月付「外商投資不動産業の審査・承認、届出に係る管理強化に関する通知」が、依然として外資による不動産投資会社の設立を制限しているため、改善を要望する。

3) コンテンツ産業

- ▶ 2018年版「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」において、音楽配信サービスの運営は禁止措置から除外されたが、外資企業によるインターネット音楽配信サービスの許可事例および参入許可申請の受付は始まっていない。加えて、「ネットワーク出版サービス管理規定」においては、合弁企業を含め外資によるすべてのインターネットコンテンツ配信サービスが禁止されていると解釈されるため、外資企業が音楽配信サービスを実際に運営できるよう、齟齬の解消を要望する。

- ▶ ゲーム機の海外市場との文化交流の促進や国内ゲーム市場の一層の発展のため、ゲーム機用ゲームソフトの許可数の増加を要望する。認可プロセスの透明性および承認の規制緩和、産業のバランスの取れた発展と成長を目指すうえで、コンソールゲーム分野の発展を主眼においた政策インセンティブや特別な支援策の検討と推進を要望する。

- ▶ 海外アニメーションについて、中国国内でのインターネットでの配信規制や内容審査が近年厳格化している。これについて、

①実態審査について、サービスを提供するインターネット会社によるものから、政府によるものに変更された結果、審査期間が延長されているため、短縮化を要望する。

②アニメーション作品に関して、一切のフィードバックや理由の提示がないまま審査の取り消しや、却下がされることがある。審査の透明性の向上と、明確な審査標準を提示するよう要望する。

③サービスを提供するインターネット会社の購入できる海外系のアニメーション作品数の制限撤廃を要望する。

4) 医薬品

- 中国における新薬の定義を国際基準に合わせて、中国国内ではじめて認可が下りたものを新薬として定義するよう要望する。
- 海外 MAH（医薬品市販承認取得者）を中国国内企業に移管するための実施細則などが無いため実質困難となっている。中国企業への製造委託などにかかる制度の整備を要望する。
- 新薬の開発加速と早期承認のため、日韓各当局との連携を進め、中国在住中国人のデータが必須である現状を鑑み、東アジア人の海外データの受け入れを要望する。
- 医薬品の価格設定について、国家談判制度を通じて高価格の薬剤に対して患者がアクセスしやすくする一方、企業側の製造・開発コストが実際の価格に反映されていない。国家談判による品目選定基準および価格決定のプロセスを明確に示すガイドラインの発表を要望する。
- 過度な価格競争を引き起こさない程度の安定供給に向けて、国家および地方での医薬品帯量（集中）購買制度の実施細則を要望する。

5) その他

- 空港内ランプパスの取得・更新が厳格かつ各空港間でも運用にばらつきがあるため、統一化および簡便化を要望する。
- 日系航空会社が中国内の空港で所有する運航に必要な整備工具について、全て関税を支払い内貨品として取り扱う必要があるため、他国同様に保税対象となるよう要望する。
- 小売業において、冷蔵オープンケースの温度設定について科学的根拠に基づいた基準温度の再設定を要望する。また、煙草販売について、外資企業に対する販売ライセンス許諾の検討を期待する。
- 中国港湾において、船舶燃料の供給システムの構築を期待する。具体的には LNG・メタノール・アンモニア等の新たな船舶燃料について、荷役中のスムーズな補給環境の整備や、コンテナ船・バルカーなど船種を問わない燃料補給機能の拡充を期待する。
- 世界的標準に合わせて、中国においても通信速度および安定性確保のために、60GHzの周波数帯の開放を要望する。
- 国際規格を採用して作成した GB 規格に関して、規格の認証試験段階と抜き取り検査ではそれぞれ異なる基準での解釈・運用がなされることがある。国際規格に準じて、

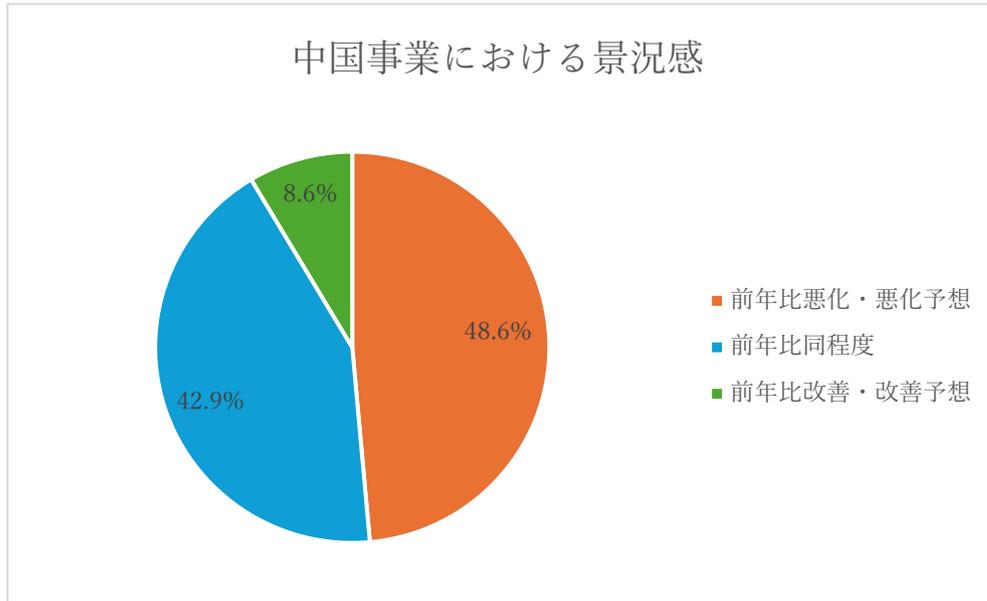
製品の流通各段階における適合確認の方法を同様に適用することを求めるとともに、国際規格と差分のある要求を抜き取り検査等で強制化する場合は、正しいプロセスに沿って GB 規格を修正し、TBT 通報を経た上で、リードタイムを持って公布するよう要望する。

- 新規策定中の GB 規格と特定有害物質使用制限（RoHS）について、各主体の規格対応を混乱させないよう、両規格の実施時期および標識関連の要求の統一を要望する。

参考

本提言の作成にあたって、当協会賛助会員企業を対象に各社の対中事業における景況感とそれに影響を与えている要因、そして今後の事業展開の方針について、アンケートを実施した。以下にその結果と、寄せられた意見を取りまとめた。なお、アンケート回答期間終了後の2024年11月末に邦人への中国短期滞在ビザ免除措置が再開となった点については、本提言に反映されていないことをご承知置き願いたい。

図1



有効回答=35, (出所) 日中経済協会アンケート調査 (2024年9~11月) 結果

日系企業の過去1年間の事業景況感について、全体的には前年と概ね同じ結果となった。「前年よりも景況感は悪化している、または悪化していくと予想している」と回答した企業は48.6%と半数近く、「前年と同程度の景況水準と予想している」と回答した企業は42.9%、「前年よりも景況感は改善している、または改善していくと予想している」と回答した企業は8.6%となった。

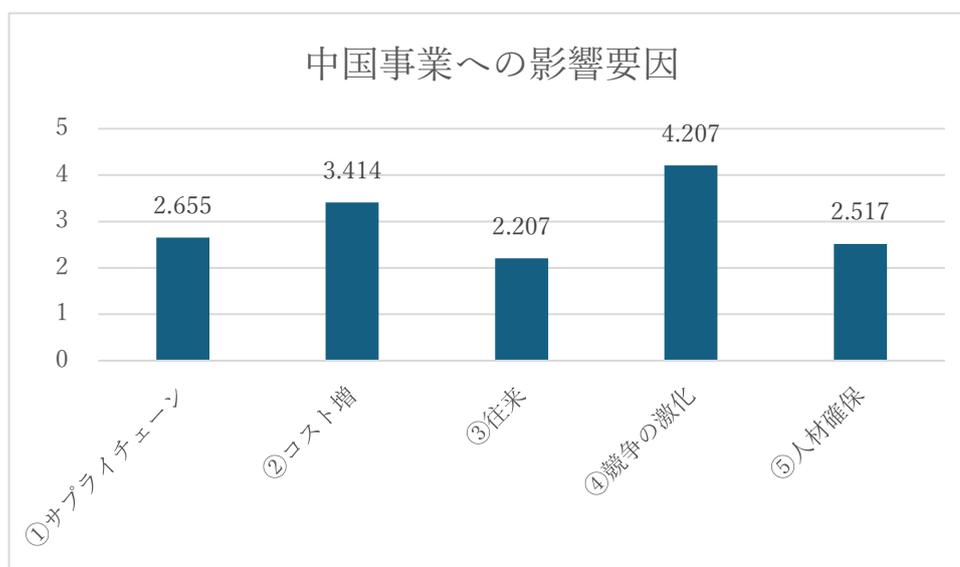
「前年よりも景況感は悪化している、または悪化していくと予想している」と回答した日系企業は前年より7.7ポイント減少し、「前年と同程度水準と予想」する割合は11.6ポイント増、という結果となった。各社事業の景況感の落ち込みは底打ちとなったようではあるものの、回復傾向に転じた企業は引き続き一部に限られている。

前年比での景況感の回復については、業界ごとに違いはあるものの、アフターコロナの人的往来の回復に伴う顧客の増加や、既存の中国販路の拡大傾向を挙げる回答があった。一方、「前年と同程度の景況水準と予想している」、「前年よりも景況感は悪化している、または悪化していくと予想している」という回答について、国際的要因としては、「米中関係・日中関係の緊張や地政学的リスクの高まりがサプライチェーンの見直し、関税の引き上げへ繋がるリスク、両国の安全保障上の制限等により、日中貿易の安定性および新規分野でのビジネスが脅かされていること」との意見が寄せられた。

また、中国国内の状況に起因する要因としては「新産業の振興や政府による景気刺激策など、持ち直す要因も存在するが、地方政府の過剰債務、不動産市況の低迷など経済の下押し要因も多く、中国経済の不透明感が高まりつつある」、「各施策により、これ以上景気が落ち込むことはないと思われるが、まだ内需回復や景気改善までには至っていない状況」と、景気低迷の影響を強く感じている声が多く寄せられた。

その他の市場面では、前年に引き続き「国産化政策の高まり、中国企業との競争激化により事業規模が縮小するリスクあり」と市場競争に絡む要因も多く挙げられた。それに付随して、過当競争の影響を感じる日系企業もあり、「一部分野での過当競争により価格競争が激化し、企業の収益性を圧迫。低コスト製品の市場では、特に地元企業との競争が一層激化した」という声があった。価格競争に巻き込まれる一方、人件費・原材料費など製造・販売コストが高騰していることも、日系企業の対中事業の収益に影響を及ぼしている。

図 2



有効回答=29, (出所：図 1 と同様)

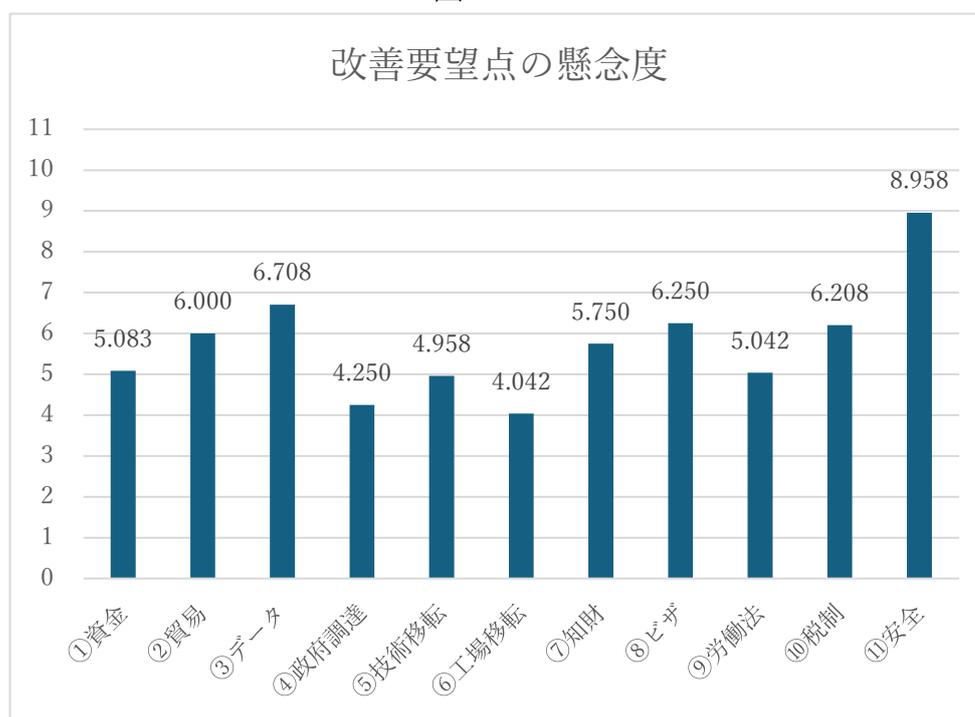
続いて、中国事業へ与える影響が大きい 5 項目を 5 段階で点数化し、その平均値で懸念度合いを測った。中国事業の景況感に影響を与えた要因については、前年に引き続き「競争の激化」を要因として挙げる企業が最も多かった。

一部分野での過当競争はサプライチェーンを通じて他分野へ波及し、価格競争の激化を引き起こしているほか、総合的な競争力の面で地場企業との競争に苦戦する声が多く寄せられた。また、取引先であった日系企業の中国事業縮小・撤退が事業に影響を受けたという声もあった。次点でスコアの高かった「コスト増」については、原材料や人件費の継続的上昇が価格競争をさらに激しいものにしていくとの声が多く寄せられた。

一方で、前年は要因として最も声が少なかった「サプライチェーン」については、国際紛争・米中貿易摩擦による国際的な懸念材料のほかにも、中国国内の市場環境

の変化を要因に挙げる意見が多く寄せられた。過度な国産化政策や中国企業による産業クラスターの形成は、日系企業が輸出ビジネスをはじめとする中国市場へ参入するハードルを高める要因になっている。また、「往来」の項目については、影響要因として挙げる企業は前年度よりも減少しているが、これはすでにビザ取得対応を済ませたことによるものと思われる。その一方、後述の駐在員・出張者の安全確保に対する懸念は数年来継続して寄せられる意見であり、日本人の中国短期滞在ビザ免除措置が再開し、往来の回復が期待される現状だからこそ、中国ビジネスにおけるリスク事項として、日系企業の中で改めて広まる懸念があろう。

図 3



有効回答=33 (出所：図 1 と同様)

ここでは、過去数年にわたって会員企業はじめ日系企業の中で、懸念や改善要望の多い分野について、それぞれ順番を付けて懸念度合いを測っている。

今回、日系企業が最も多く懸念を持つのは「駐在者・出張者の中国滞在中の安全性」となり、平均スコアは 8.958 と群を抜いて高いものとなった。

特に安全面では、2024 年に江蘇省・蘇州市や広東省・深圳市などで子供を含む在中日本人が被害に巻き込まれる事件が相次いだ。これら一連の事件により、襲撃の理由が明確にされていないこともあり、在中駐在員および家族の不安感・不信感が広がっている。また、企業が問われる責任のレベルが上がり、中国駐在安全対策の在り方に与えるプレッシャーは大きくなり、対応コストも増加しているとの懸念があるほか、企業内で中国駐在についてポジティブな受け止め方をする人材も減少しているという。

別の観点として、国家安全に関して「国家安全機関の行政執行手続き規定」、「国家安全機関による刑事事件処理手続き規定」が 2024 年 7 月より施行され、法執行機

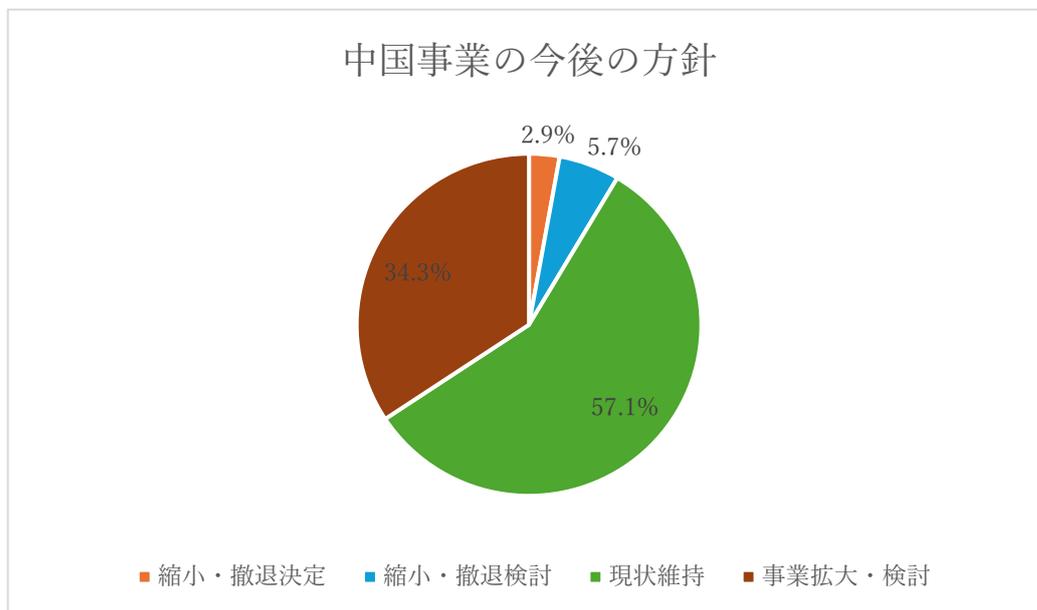
関にデバイス機器の検査権限を与えた。これらのほか、「反スパイ法」なども具体的な運用基準が不明瞭であるため、在中日本人の自由なビジネス活動にも影響が及んでいる。

「データ三法およびデータの越境移転に関する制度の運用について」は、平均スコア 6.708 と、懸念事項としては次点となっている。日系企業からは引き続き細則の制定・基準の明確化を求める声が寄せられたが、ただ実際には 2024 年 3 月に発表された「データ越境流動の促進および規範規定」など各細則・基準の制定やガイドラインの明示など進展が見られる部分もあり、特に重要データの基準については一部産業では明確化されているものもある。

一方、データの越境移転はグローバルな視点で見ることがあるため、各種細則などの策定の際には、外資企業からも十分に意見を集めること、国際基準との協調性を確保していくことを期待する声が寄せられた。引き続き外資企業に対するガイドラインや基準を周知する広報活動が求められている。

続いて平均スコアが 6.250 と高かったのは、「中国滞在ビザ取得および往来、居留手続きについて」である。これは、2024 年 11 月の邦人の中国短期滞在ビザ免除措置の再開により、一つの大きな問題は解消したものと推察される。一方で、赴任後の居留手続きの簡便化のほか、駐在者の中国国内での異動に際しての就業証と居留許可の取消および異動先での新規申請などに関する不便は、引き続き改善が期待される。

図 4



有効回答=35（出所：図 1 と同様）

今後の事業方針については、前年よりも若干前向きな姿勢が見られたものの、様々なリスクへの懸念が残っている。このため、現状維持の状態でも今後の展開を見極めていこうとする企業が半数を占めるといふ、前年からの流れが継続する傾向が見られた。

縮小・撤退を決定もしくは検討している企業は合わせて8.6%と、前年よりも減少（前年比10.2ポイント減）したが、現状維持と回答した企業は57.1%（前年比4.0ポイント増）と、前年に引き続き半数以上を占める結果となった。回答した企業からは、「足元のビジネスは堅調に推移しているものの、地政学リスクや、法制度の不透明さが依然として存在することから、状況変化に柔軟に対応していくことが必要」、「中国は重要なマーケットであり、厳しい環境ではあるものの、中国市場全体の収益性改善へ向け社内議論を継続していく」、「現地法人や組織の統合を図り効率化を進める」などの意見が寄せられ、中国市場の魅力を感じてはいるものの、国際情勢・中国国内の経済不安に起因するリスクや制度面の整備状況も勘案した上、国際市場の中で相対的にどの程度中国市場にリソースを割いていくのか、中国国内の動向を引き続き注視している企業が多い。

一方、事業の拡大を決定もしくは検討する企業は34.3%（前年比18.7ポイント増）と前年よりも大幅に回復した。「現状の日系メーカー依存からの脱却という転換期をチャンスと捉え、新規事業の模索を開始」、「中国が取り組むカーボンニュートラル実現、デジタルを活用した高度なインフラ建設を商機と捉え、グリーンとウェルビーイング分野で新事業を開拓、社会課題の解決に資する事業展開により高収益化を図る方針」という意見が寄せられているように、デジタル分野等の中国国内での成長分野への参入や、安定的に収益を伸ばす地場企業のサプライヤー、もしくはビジネスパートナーとして展開を成功させた企業をはじめ、これまでの取引先にとどまらず新たな販路を開拓している企業は、中国国内の厳しい経済状況と競争環境の中でも商機を見出している。

また、広域地域間協定においては、発効から3年が経過したRCEP協定について、効果が限定的、手続きが煩雑であるという声が挙がる一方、日中韓FTAについては、例えば電子商取引をはじめとして、各分野において効果の恩恵を受けることができるような具体的かつハイレベルな締結を期待する意見も多く寄せられた。これら日中両国を含むFTAが実現かつ適切に運用され、効果を発揮することで、今後の日系企業の中国事業拡大や、中国企業と協調・協力の拡大に資することが期待される。